安全に電気さくを使用するために守ること

1. 電気さく用電源装置（電気さく本器）の取扱説明書を良く読んでから、電気さくを正しく設置する
2. 人が見やすいところに、「危険」「あぶない」「電気さく使用中」などの『**危険表示板**』を必ず取り付ける
3. 指定の電源を使用する

電気さく本器の電源は、次の**3種類**があります

①電池（乾電池、バッテリー、ソーラー）を電源とするもの

②電灯線（AC100V）を電源とするもの

［注意］漏電遮断器※1（PSEマーク※2付き）を接続する

［注意］PSEマーク付きの電気さく本器を使用する

③ACアダプターを電源とするもの

［注意］漏電遮断器（PSEマーク付き）を接続する

［注意］ACアダプター（PSEマーク付き）を接続する

※1漏電遮断器：電流動作型、定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のもの

※2PSEマーク：電気用品安全法の適用を受けた製品

4. 事故時に速やかに電源を切ることができるよう、電気さく本器（のスイッチ）は、容易に開閉できるところに設置する
5. 濡れた手でスイッチ操作や設置作業をしない
6. 電気さく本器を改造しない
7. 電気線が断線していないか定期的に点検する

◎ コンセント（交流100V）などから直接電気さくに電源を供給しないで下さい

電気さくを触れないように呼びかけを

販売されている電気さくは、ごく短い時間に電圧を発生させる安全な装置です。
触れても一瞬の電気ショックで済みますが、その驚きによる転倒事故などが心配されます。
危険である旨の表示だけでなく、子どもなどに対しては、「電気さくを触れないよう」に呼びかけをお願いします。

［このパンフレットに関するお問い合わせ先］

鳥獣被害防止のための電気さく　：　大分県庁農林水産部　森との共生推進室　電話 097（506）3876

家畜の放牧のための電気さく　　：　畜産技術室　電話 097（506）3684